

未熟児養育医療申請手続きについて

* 申請は 赤ちゃんが生まれた日から 30日以内 となっています。

* 養育医療とは…

入院医療を必要とする未熟児（①出生時体重が 2,000g 以下の者 又は ②生活力がとくに薄弱であって規定の症状を示す者）に対し養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を目的とした制度（母子保健法第 20 条）です。

指定医療機関に入院中の医療費（健康保険適用分）や食事療養費（ミルク代）を公費で給付します。ただし、扶養義務者の所得により医療費の自己負担金が必要になります。（自己負担金は子ども医療費支給制度の助成があります。）

オムツ代や衣類代などにかかる費用は、給付の対象外になるため、退院時等に医療機関へお支払いください。

給付対象期間は、医師が意見書で指定した期間内（ただし、1 歳の誕生日の前々日まで）の入院になります。再入院は対象外です。



1. 養育医療給付申請書	- 本人は出生された赤ちゃん - 現在地は、現在入院中の指定医療機関の住所を記入すること
2. 養育医療意見書	- 入院中の医療機関の主治医に提出し、記入してもらうこと - 第〇子の記載があること
3. 世帯調書	本人名は、出生された赤ちゃん名で、続柄は、赤ちゃんから見ての続柄となること
4. 親子(母子)健康手帳	「妊婦の健康状態等」、「妊婦の職業と環境」、「妊娠中の経過」、「出産の状態」及び「出産後の母体の経過」をこちらでコピーをいたしますので、ご持参ください
5. 各種医療保険資格確認書	- 出生された赤ちゃん名が記載されたものをご持参ください ※ 健康保険資格取得証明書でも可 - 市民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」（赤ちゃんの分）を添付のこと - マイナポータル画面での確認、またはマイナンバー及び加入保険の種類がわかり、情報提供ネットワークシステムにて各種医療保険の加入関係情報を確認することに同意いただける方は、不要です
6. 子ども医療証	出生された赤ちゃん名が記載されたもの ※市役所1階8番窓口、総合支所、市民センターなどで手続き後、ご持参ください
7. 世帯員の所得証明書	- 世帯員の扶養義務者 ※1で18歳以上の方、18歳未満で就業している方の全員の所得証明書 - 世帯調書の「地方税関係の取得についての同意」に チェックいただける場合・・・提出は不要です。（こちらで確認いたします） チェックいただけない場合・・・<u>所得（課税・非課税）証明書の原本</u>をご提出ください。 （証明書発行には費用がかかります） - 生活保護世帯の方・・・世帯全員の氏名が記載された「生活保護受給証明書」
8. マイナンバーを確認するための書類	扶養義務者※1の全員のマイナンバーカードもしくは、個人番号通知カード
9. 本人確認書類	申請者(保護者)の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許書類など。)

* 転院する場合は、改めて申請書等の提出をお願いします。

* 医療券の記載事項（住所、保険証など）が変更になった場合は、記載事項変更届の提出をお願いします。

* 病院を退院されましたら、保健師が家庭訪問を行っております。

※1 扶養義務者とは、民法上の3親等以内の直系血族（父母、祖父母、曾祖父母、きょうだいなど）です。

（注意1） 「3. 世帯調書」のマイナンバーにて、扶養義務者の所得が確認できないときは、
所得証明書を提供していただく場合があります。

（注意2） マイナンバーを確認できる書類を紛失された方は、窓口でその旨申し出てください。

●お問い合わせ● 久留米市子ども未来部 こども子育てサポートセンター（市役所16階）
TEL 0942-30-9731 FAX 0942-30-9718